

関係法令・条例一覧

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
1	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、もしくは誘発する行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	香川県河川砂防課	087-832-3536
				(農水省所管) 西讃土地改良事務所又は小豆総合事務所の土地改良課	(西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
3	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内において、一定の開発行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
4	砂防法	砂防指定地内において、土地の形状変更等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
5	森林法	保安林及び保安施設地区において、開発行為を行う場合は、指定解除が必要です。ただし、解除は公益上の理由により必要が生じたとき等に限られ、かつ一定の要件を満たす必要があります。	指定 解除	香川県みどり保全課	087-832-3221
		地域森林計画の対象となっている民有林における開発面積が0.5haを超える場合は、知事の林地開発許可が必要です。	許可		
		地域森林計画の対象となっている民有林における開発面積が0.5ha以下の場合は、市町長へ伐採及び伐採後の造林の届出が必要です。	届出	各市町の林業担当課	各市町の林業担当課
6	みどり豊かである おいのある県土づくり条例	一定規模（地域森林計画の対象である民有林は0.1ha、その他は1ha）以上の土地開発行為を行う場合は、事前協議が必要です。	事前 協議	香川県みどり保全課	087-832-3463
7	河川法	国・県・市町の管理する河川区域において、占用及び工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。	許可	(国管理河川区域)	0877-22-8318
				(県管理河川区域)	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
				(市町管理河川区域)	各市町の河川担当課

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
				各市町の河川担当課	
8	海岸法	海岸保全区域や一般公共海岸区域において、工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (高松港) 087-851-3442
				(漁港海岸) 各市町の漁港担当課	各市町の漁港担当課
				(農地海岸) 各地域の土地改良事務所又は小豆総合事務所の土地改良課	(東讃) 087-889-0191 (中讃) 0877-62-0752 (西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
9	港湾法	港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地において、工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (高松港) 087-851-3442

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
10	漁港漁場整備法	漁港区域において、工作物の設置等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各市町の漁港担当課	各市町の漁港担当課
11	農業用ため池の管理及び保全に関する法律及びため池の保全に関する条例	<p>【法律】特定農業用ため池に指定されたため池については、以下の手続きが必要です。</p> <p>①土地の掘削等をする場合は、許可が必要です。</p>	許 可 又 は 届 出	各地域の土地改良事務所又は小豆総合事務所の土地改良課	(東讃) 087-889-0191
		<p>【条例】堤高が 5m 以上又は貯水量が 5 千 m<sup>3</sup> 以上のため池については、以下の手続きが必要です。(特定農業用ため池を除く)</p> <p>①埋立を行う場合は、届出が必要です。</p> <p>②土地の掘削等をする場合は、許可が必要です。</p>			(中讃) 0877-62-0752
		<p>条例の対象とならないため池についても、埋立を行う場合は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定及びため池の保全に関する条例等の改正等に伴う事務の取扱いについて(令和 3 年 8 月 30 日付け 3 土改第 35584 号香川県農政水産部長通知)」により、条例対象ため池に準じて、届出が必要です。</p>	届 出		(西讃) 0875-25-4086 (小豆) 0879-62-1262
12	自然公園法及び香川県立自然公園条例	<p>自然公園(国立公園、県立自然公園)区域内であれば、以下の手続きが必要です。</p> <p>①特別地域内において、土地の形状変更、工作物の設置等をする場合は、許可が必要です。</p> <p>②普通地域内において、土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の 30 日前までに届出が必要です。</p>	許 可 又 は 届 出	(国立公園) 環境省四国事務所 高松自然保護官事務所	087-811-6227
				(県立自然公園) 香川県みどり保全課	087-832-3214

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
13	自然環境保全法及び香川県自然環境保全条例	香川県自然環境保全地域内であれば、以下の手続きが必要です。 ①特別地区内において、土地の形質変更、工作物の設置等をする場合は、許可が必要です。 ②普通地区内において、土地の形質変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。	許 可 又 は 届 出	香川県みどり保全課	087-832-3214
		香川県緑地環境保全地域内であれば、土地の形質変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。	届 出		
		自然記念物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、届出が必要です。	届 出		
14	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護区において、建築物その他工作物の新築・増改築や、水面の埋め立て、干拓及び木竹の伐採等をする場合は、許可が必要です。	許 可	香川県みどり保全課	087-832-3212
15	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域内において、各種の開発行為を行う場合は、許可又は届出が必要です。	許 可 又 は 届 出	環境省四国事務所 野生生物課	087-811-6227
16	香川県希少野生生物の保護に関する条例	指定希少野生生物保護区において、建築物その他工作物の新築・増改築や、水面の埋め立て、干拓及び木材を伐採する場合は、許可が必要です。	許 可	香川県みどり保全課	087-832-3227
17	景観法及び市町景観条例	各市町の景観計画区域内において、一定規模を超える建築物その他工作物の新築・増改築を行う場合は、届出が必要です。	届 出	各市町の景観法担当課	各市町の景観法担当課

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
18	都市計画法及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（県条例及び市町条例）	風致地区内において、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採その他の行為を行う場合は、許可が必要です。	許 可	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、宇多津町、多度津町の風致地区担当課	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、宇多津町、多度津町の風致地区担当課
19	農地法	登記地目が田・畑などの土地又は現況が農地等である土地を農地以外のものに転用する場合は、許可が必要です。	許 可	各市町農業委員会又は香川県農業経営課農地マネジメント推進室	各市町農業委員会又は香川県農業経営課農地マネジメント推進室 087-832-3397
20	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の農地を農用地区域から除外し、農地以外のものにする場合は、農用地利用計画の変更を市町に申し出ることが必要です。	申 出	各市町の農業振興地域制度担当課又は香川県農業経営課農地マネジメント推進室	各市町の農業振興地域制度担当課又は香川県農業経営課農地マネジメント推進室 087-832-3397
21	文化財保護法及び文化財保護条例（県条例及び市町条例）	史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群保存地区の国・県・市町指定地において、現状変更等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	各市町の教育委員会又は香川県生涯学習・文化財課	各市町の教育委員会又は香川県生涯学習・文化財課 087-832-3786
		周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出が必要です。	届 出		
		工事中に新たな遺跡（埋蔵文化財）を発見した場合は届出が必要です。	届 出		
22	瀬戸内海環境保全特別措置法及び香川県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区において、土地の形質変更、工作物の設置等をする場合は、届出が必要です。	届 出	香川県みどり保全課	087-832-3214

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
23	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	指定区域（最終処分場跡地）に おいて、宅地造成、土地の掘 削、工作物の設置、開墾等、土 地の形質の変更を行おうとする 場合は、届出が必要です。 ※高松市以外の指定区域につい ては、県HPより確認できます。	届 出	(高松市のみ) 高松市環境指導課	087-839-2380
				(上記以外) 香川県循環型社会 推進課	087-832-3229
24	都市計画法	架台下の空間に人が立ち入るも の（メンテナンスのみに立ち入 るものを除く）、又は、架台下 の空間を居住、執務、作業、集 会、娯楽、物品の保管若しくは 格納その他の屋内的な用途に使用 するものは、建築物に該当する ため、開発面積が一定規模以 上の場合は、許可が必要です。	許 可	(高松市のみ) 高松市建築指導課	087-839-2488
				(上記以外で都市 計 画 区 域 内 の 4.5ha未満のもの) 丸亀市、坂出市、 善通寺市、観音寺 市、さぬき 市、東かがわ 市、三豊市、 土庄町、小豆 島町、三木 町、宇多津 町、綾川町、 琴平町、多度 津町、まんの う町の都市計 画法担当課	丸亀市、坂出 市、善通寺 市、観音寺 市、さぬき 市、東かがわ 市、三豊市、 土庄町、小豆 島町、三木 町、宇多津 町、綾川町、 琴平町、多度 津町、まんの う町の都市計 画法担当課
				(その他) 香川県建築指導課	087-832-3611
25	香川県屋外広告物 条例及び高松市屋 外広告物条例	看板等を設置する場合は、許可 が必要です。	許 可	(高松市のみ) 高松市都市計画課	087-839-2455
				(上記以外) 各地域の土木事務 所又は小豆総合事 務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
26	建築基準法	架台下の空間に人が立ち入るもの（メンテナンスのみに立ち入るものを除く）、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当するため、建築確認申請が必要です。	確認 申請	(高松市のみ) 高松市建築指導課	087-839-2488
				(上記以外) 各地域の土木事務所、小豆総合事務所の建築指導担当課又は香川県建築指導課	(長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3611
27	建設リサイクル法	特定建設資材（コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材）を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合は、届出又は通知が必要です。	届出 又は 通知	(高松市) 高松市の建設リサイクル法担当課	建設リサイクル法担当課
				(高松市以外の建築物) 各地域の土木事務所、小豆総合事務所の建築指導担当課又は香川県建築指導課	(長尾) 0879-52-2588 (中讃) 0877-46-3183 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334 (香川郡) 087-832-3612
				(高松市以外の土木工作物) 各地域の土木事務所、小豆総合事務所の建設リサイクル担当課	(長尾) 0879-52-2584 (中讃) 0877-46-3182 (西讃) 0875-25-1002 (小豆) 0879-62-1333 (香川郡) 087-889-8909

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
28	土壌汚染対策法	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の形質を変更しようとする場合は、着手日の30日前までに届出が必要です。	届出	(高松市のみ) 高松市環境指導課	(高松市) 087-839-2380
				(上記以外) 香川県環境管理課	087-832-3218
29	騒音規制法	<p>規制地域において、特定建設作業を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。</p> <p>※(特定)建設作業の種類</p> <p>①くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機、一定出力以上のバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業</p> <p>②一定規模以上のコンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業</p>	届出	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、直島町、宇多津町、多度津町の騒音規制法担当課	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、直島町、宇多津町、多度津町の騒音規制法担当課
30	振動規制法	<p>規制地域において、特定建設作業を行う場合は、作業開始の7日前までに届出が必要です。</p> <p>※(特定)建設作業の種類</p> <p>①くい打機・くい抜機・くい打くい抜機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカーを使用する作業</p>	届出	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町、多度津町の振動規制法担当課	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、宇多津町、多度津町の振動規制法担当課
31	環境影響評価法及び香川県環境影響評価条例	<p>出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業をする場合は、環境アセスメントの実施が必要です。</p> <p>また、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業については環境アセスメント実施の有無を判断するため国への届出が必要です。</p>	環境影響評価手続	香川県環境政策課	087-832-3213
		敷地の面積が20ha以上である電気事業に係る工場又は事業場を新設、増設する場合は、環境アセスメントの実施が必要です。	環境影響評価手続		

No	法令等名	主な手続きの概要	手続 類型	相談窓口	電話番号
32	道路法	国・県・市町の管理する道路において、占用及び工事等を行う場合は、許可が必要です。	許 可	(国管理) 国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所管内の各国道維持出張所	(高松) 087-881-4317 (善通寺) 0877-62-1471
				(県管理) 各地域の土木事務所又は小豆総合事務所の管理担当課	(長尾) 0879-52-2585 (高松) 087-889-8902 (中讃) 0877-46-7469 (西讃) 0875-25-5261 (小豆) 0879-62-1334
				(市町管理) 各市町の道路担当課	各市町の道路担当課
33	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ①都市計画区域 5,000 m <sup>2</sup> 以上 ②都市計画区域以外の区域 10,000 m <sup>2</sup> 以上	届 出	香川県環境政策課	087-832-3210
34	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ①工事計画の届出 ②保安規程の届出 ③電気主任技術者の選任・申請 ④使用前自主検査の実施 ⑤使用前自己確認の届出 ⑥安全管理審査の申請等	許 可 又 是 届 出	経済産業省中国四国産業保安監督部 四国支部電力安全課	087-811-8587
35	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合は、事前に工事場所を管轄する警察署の許可が必要です。	許 可	工事場所を管轄する警察署	工事場所を管轄する警察署